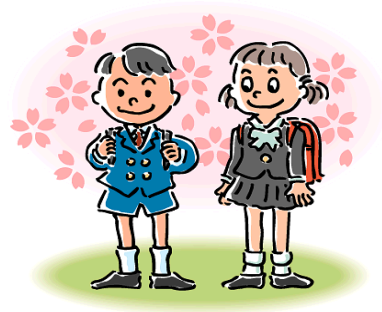


入学前の保健

もうすぐ1年生！

春は、すぐそこまでやってきています。お子さんたちも、ランドセルを背負って登校する日を指折り数えて待っていることでしょう。

入学式には元気な顔を見せてくださいね。



1 入学までに

①病気の治療を済ませましょう。

就学時健康診断の結果、受診を勧められた方は、かかりつけの医師または専門医に受診されるようお願いします。

●むし歯について…必ず受診しましょう。

歯科健診の結果、むし歯のないお子さんが多く、しかも、乳歯も永久歯も治療した歯が1本もないというお子さんがほとんどでした。保護者の歯の健康に対する関心の高さがうかがえました。



“乳歯は、どうせ生え変わるから…”と、軽視されがちですが、『永久歯の土台は乳歯の状態が決まる。』と、言われるほど大切にしなければならないものです。むし歯があったお子さんは、必ず歯科医院を受診するようにしましょう。

これから、どんどん永久歯にはえ変わっていきますが、生えたての永久歯はやわらかく、さらに歯肉に埋もれた状態のため、歯を磨いても磨き残しがあり、気がついたらむし歯になっていたことが多いようです。乳歯から永久歯へ完全に生えかわるまで、また、歯の健康を守るためにも定期的に歯科医院でみていただきましょう。

●聴力・視力検査について

「聴力異常の疑い 有」に○がついていた方

緊張のために答えられなかったり、音の判別ができなかったということもありますが、特別な症状もなく^{しんしゅつせいちゅうじえん}滲出性中耳炎であることも多いので注意が必要です。

『耳垢栓塞（耳あか）』…家庭で取るのは無理な耳あかで、鼓膜が見えないほどにたまっていきます。石のように固まっているものもあり、耳栓をつけたような状態で、聞こえが悪くなります。耳あかの奥に慢性中耳炎などの病気が隠れていることもありますので専門医への受診が必要です。

『滲出性中耳炎』…………… 鼻の病気があったり、アデノイドが大きいと鼓膜がへこんで聞こえが悪くなりますが、そのままの状態が続くと中耳腔に水がたまってきて、一段と聞こえが悪くなります。徐々に難聴が進むため本人・家族も気づかないうちにひどい難聴となります。

「視力」で「B」・「C」・「D」だった方

テレビを横目で見たり、目を細めて見たりしていませんか？
視力低下は、屈折異常だけでなく目の病気が原因のこともありますので、眼科を受診されるようお勧めいたします。



②その他

学校生活管理指導表について

お子さんが、心臓病・川崎病・腎臓病など、経過観察等を必要とする疾患がある場合、入学までに主治医の先生の診察を受けて、「学校生活管理指導表」を学校へ提出してください。

※本日お持ちいただいた方の中で、まだお手元にある方はご提出ください。

学校におけるアレルギー疾患の対応について

…気管支喘息、食物アレルギー・アナフィラキシー

【学校での配慮や取り組みの対象について】

▶ 医師の診断を受けた児童

保護者の方の自己申告や幼少期の診断結果ではなく、医師による診断を受けていることが必要です。

以下のことに該当するお子さんは、この入学説明会終了後、必ずお申し出ください。
また、学校生活管理指導表をご提出いただいた方も説明会終了後お集まりください。
(※詳細は、説明会にて)

◆ 「食物アレルギー」の診断を医師から受けていて…

- アレルゲンを除去するよう医師から指導を受けている。
- 宿泊を伴う行事（林間学校や修学旅行）の際、アレルギー対応の食事を希望する。

◆ 「ぜん息」の診断を医師から受けていて…

- 体育に参加できないなど運動制限や学校生活を送る上での配慮が必要である。
- 宿泊行事などに参加する場合、特別な器具（吸入器など）を持参したい。

お子さんの主治医に『学校生活管理指導表』を記入していただきます。それをもとに保護者と面談を実施して、具体的な対応について考えます。

※ 食物アレルギーやぜん息があるが軽度である場合や、その他のアレルギー疾患（アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎など）で特に学校での配慮や管理が必要ではないが、知っておいてほしいものについては、入学後に配付される「保健調査票」にご記入ください。

お子さんの健全な成長のために…

乳幼児早期に受けた診断のまま、食物除去を継続することのないようにしましょう。

⇒食物アレルギーの主な原因食物である鶏卵・牛乳・小麦・大豆などは成長とともに耐性化（食べられるようになる）することが知られています。乳幼児早期に発症したお子さんのおよそ9割は就学前に耐性化するので直近1～2年以上症状が出ていない場合には、改めて主治医に相談することをお勧めします。

2 入学してから

① 登校前にお子さんの健康観察を！

その日1日、元気で過ごせるように様子を見てください。
様子がいつもと違っているときには、体温を計ってみましょう。
もし、ぐあいが悪いときは、無理をしないで家でゆっくり休ませ
ましょう。

- ①寝起きの様子は？
- ②顔色は？
- ③元気はありますか？
- ④食欲はありますか？
- ⑤排便はありましたか？

② 学校でぐあいが悪くなったとき

* 1時間程度休んでいたら回復すると思われるときは、ベッドで休ませて様子を見ます。休んでもよくなる場合は、保護者にお迎えに来ていただき、早退となります。

* 内服薬は、原則として与えることはできません。



③ 学校でけがをしたとき

* 手当をしながら、一緒に原因を考えたり、また同じようなけがをしないように指導をしています。その後の手当は、ご家庭でお願いいたします。病院のように継続的な治療はできません。

* 早期に医療機関で受診する必要がある場合には、保護者にお迎えに来ていただき、かかりつけの病院などで診ていただきます。また、緊急を要する場合には、保護者へ連絡し、直接医療機関へ連れていくこともあります。



緊急連絡票について ※入学後に配付

校内の事故で早急に病院での処置を要するものや、発熱等で早退する場合など、学校と家庭との連絡が速やかにとれるよう、かかりつけの病院や緊急連絡先などを記入していただきます。

【緊急連絡先について（お願い）】

- * 必ず連絡がとれる連絡先を複数ご記入ください。
- * 緊急連絡先に変更がありましたら、すぐに連絡帳などでお知らせください。

独立行政法人日本スポーツ振興センターにおける災害共済給付制度について

【資料1～4（5～9ページ）参照】

任意の加入ですが、さいたま市教育委員会では加入を推奨しています。**加入に同意される方は、加入同意書の提出と口座振替の申込が必要**です。

①加入同意書は、**入学説明会で配付**します。**提出日については、入学式後にお知らせします。**

※資料4（9ページ）は、見本です。当日配付した加入同意書をご提出ください。

②口座振替の申込は、**文書をご覧いただき、手続きをお願いします。**【資料2（7ページ）】

◎加入後、学校の管理下での傷害について医療機関を受診する際には、『さいたま市子育て支援医療費助成制度』ではなく、こちらをお使いください。

さいたま市学校災害救済給付制度について 【資料5（10ページ）参照】

学校で災害にあった場合に、見舞金等を支給するさいたま市独自の救済制度です。

④『出席停止』について ※新型コロナウイルス感染症 感染性胃腸炎 インフルエンザなど

*感染症にかかったら、お子さん自身が重症にならないように、また学校でのまん延予防のために**医師の診断および指導により、学校をお休みしていただきます。**この場合は**出席停止扱い**となり、欠席にはなりません。

***出席停止**扱いとなりますので、すみやかに学校へご連絡ください。

*医師から登校の許可が出るまではお休みしてください。

※診断書や登校にあたっての許可証等は必要ありません。

⑤健康診断について

4月に入るとすぐに健康診断が始まります。これは、お子さんの発育状況を知るとともに、疾病の早期発見のために行われるものです。健康診断に伴う様々な提出物（問診票や書類、検体等）は、大事なものですので**決められた日に必ずご提出くださいますよう、ご協力をお願いいたします。**（日程は順次お知らせしていきます。）

【健康診断項目】

内科・歯科・眼科・耳鼻科・尿検査・結核検診・運動器健診・心臓検診（1・4年生）・視力検査・色覚検査（1・4年生 ※2学期に実施予定）・聴力検査・身体計測（身長・体重）

※ 学校での健康診断結果は、限られた時間で大人数を診察するため、**確定診断ではありません。**そのため、『**疾病の疑いのある人**』には、お知らせをお渡しし、専門医の診察を受けることをお勧めしています。受診されましたら、その結果を担任までお知らせください。

～お子さんの健康状態で、ご心配なことはありませんか？～

保健室は1階にあります。お話したいことがあれば、いつでもお立ち寄りください。

いっしょに子育てをしていきましょう。

「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」について

さいたま市教育委員会

さいたま市教育委員会では、市立学校に在学する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポ振」という。）と災害共済給付契約を結んでいます。

スポ振の災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意をいただいております。当制度の趣旨を御理解いただき、なるべく御加入くださいますようお願いいたします。

給付の内容等は、スポ振法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められており、その主な内容は次のとおりです。

1 給付の種類と給付される場合

学校の管理下の事由による負傷、給食による中毒その他の疾病（ガス中毒、溺水、熱中症、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの）の**医療費**、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの**障害見舞金**、及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する**死亡見舞金**が給付されます。

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 授業中
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導中
- ③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- ④ 通常の経路及び方法による通学中

2 給付金額 [災害共済給付の給付基準は、スポ振法施行令第3条によります。]

- ① 医療費 初診から治ゆまでの病院・薬局等の医療費総額（医療保険における10割分）が5,000円以上の場合が給付の対象となります（自己負担は、保険適用外を除き医療費総額の3割分（1,500円以上）となります）。

医療保険並の療養に要する費用の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）が支給されます。

（例）医療費総額が5,000円だった場合、2,000円支給

ただし、高額療養費の対象となる場合は、医療費自己負担（所得区分により限度額が定められています。）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額が給付されます。

- ② 障害見舞金 障害の程度に応じて、88万円（第14級）～4,000万円（第1級）が給付されます。（通学中の場合は、44万円～2,000万円）

- ③ 死亡見舞金 3,000万円が給付されます。

（運動などの行為と関連しない突然死及び通学中の場合は、1,500万円）

※上記②③の金額は、平成31年4月以降に対象となる事実が発生した場合の額です。

3 共済掛金 ※令和7年度予定掛金

保護者等負担額 460 円

教育委員会負担額 460 円

合計 920 円

※加入者の掛金（保護者等負担額）については、8月末に指定口座から引き落とし、または納付書による金融機関等での支払いとなります。

4 その他

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間請求が行われなるときは、時効によって消滅します。
- ③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付は行われません。
- ④ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行われません。
- ⑤ スポ振の審査により、不備返戻や不支給となる場合もございます。

さいたま市子育て支援医療費助成制度とスポ振災害共済給付制度について

さいたま市では、0 歳から 18 歳の年度末まで子育て支援医療費助成制度事業を実施しておりますが、「学校管理下の災害」につきましては、スポ振の災害共済給付制度加入者は原則として、スポ振の災害共済給付制度の利用をお願いします。

災害共済給付制度を利用する際には、医療機関の窓口で「学校管理下の災害」であると申告をして医療費を負担し、後日スポ振からの給付金を学校経由で受領していただくことになります。

なお、子育て支援医療費助成制度とスポ振災害共済給付制度は、重複して給付を受けることが出来ません。後に手続きが煩雑になりますので、窓口での対応は慎重をお願いします。

【後に手続きが必要となるケース】

- ① 医療機関窓口で医療費を負担したが、初診から治ゆまでの医療費総額（医療保険における 10 割分）が 5,000 円未満だった場合、スポ振の災害共済給付制度の対象外のため、医療機関窓口で負担した医療費について、区役所の保険年金課で払戻し手続きが必要となります。
- ② 医療機関窓口で子育て支援医療費助成制度を利用し、スポ振の災害共済給付制度も利用して医療費の給付を受けた場合、後日、子育て支援医療費助成制度を利用分について、区役所の保険年金課へ返金手続きが必要となります。

日本スポーツ振興センター災害共済給付契約 加入手続きに係るお願い

さいたま市教育委員会

さいたま市教育委員会では、市立学校に在学する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポ振」という。）と災害共済給付契約を結んでいます。スポ振の災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。教育委員会では加入を推奨しています。本制度への加入に同意いただける方は、以下の2つの手続きをお願いします。

① 加入同意書の提出…同意書の提出は、入学式後にお知らせします。

スポ振への加入にあたり、保護者の皆様に加入同意書の御提出をお願いいたします。

② 口座振替の申込

令和6年度からスポ振掛金の保護者負担金も、学校給食費と同様にさいたま市に直接納付いただくことになりました。つきましては、次の方法により、可能な限り口座振替のお申込みをお願いします。

※Web 申込

Web 申込では学校給食費とスポ振は、それぞれ口座振替の申込が必要です。口座は同一でお願いします。

<https://www.city.saitama.lg.jp/003/002/014/004/p098162.html>



※口座振替申込用紙

上記ホームページ記載の金融機関の口座を開設していない場合は、学校から口座振替依頼書を受け取り、金融機関等へ提出をお願いします。なお、口座振替依頼書による登録の場合、申込書1部で学校給食費とスポ振掛金を兼ねております。

※その他

口座振替が難しい場合は、納付書により金融機関等でのお支払いとなります。

お問合せ先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部

①同意書に関すること

健康教育課 保健係

TEL:048-829-1678（直通）、FAX:048-829-1990

②口座振替に関すること

おいしい給食サポート課 給食会計係

TEL:048-829-1591（直通）、FAX:048-829-1990

資料 3

スポ振掛金の保護者負担金の手続きに関する Q & A

Q 口座振替を申し込む際、学校給食費とスポ振の2件をまとめて申込できますか？

Web 口座申込では、2件まとめての申込ができません。**大変お手数ですが、学校給食費とスポ振はそれぞれ1件ずつ口座振替申込の手続きをお願いします。**
(スポ振に加入しない方：スポ振分の口座振替申込不要)

Q 口座振替登録のべ切はいつまでですか？

紙の口座振替依頼書の場合は、7月15日までに金融機関窓口へ提出です。
Web 口座申込の場合は、8月5日までです。

Q 口座振替登録が間に合わなかった分の支払いはどうなりますか？

教育委員会より郵送する納付書にて金融機関窓口やコンビニエンスストア等でお支払いいただくこととなります。

Q Web 口座振替対象の32金融機関の口座を所持していない場合はどうすれば良いですか？

紙の口座振替依頼書を使用することにより、市が指定する他の金融機関※を選ぶことができます。通学先の学校から口座振替依頼書を受け取り、振替を希望する金融機関窓口でお手続きください。なお、紙での申込の場合、Web での登録よりも登録情報の反映までにお時間をいただいております。

※「さいたま市 公金納付」と Web 検索して金融機関の確認をお願いします。

Q 就学援助(又は生活保護)を申請しますが、口座振替登録は必要ですか？

支援を受けることになった方についても、支援が終了した段階で速やかに口座振替に移行できるよう申込の手続きをお願いします。

Q スポ振掛金の保護者負担金の引き落とし日はいつですか？

8月31日です。

なお、上記の日にちが土日祝日の場合は、翌平日となります。

また、2学期以降の転入者は、自宅に納付書が送付されますので、金融機関窓口やコンビニエンスストア等にてお支払いをお願いします。

Q 残高不足で口座引き落としが出来なかった場合、①再振替可能ですか？②学校に現金を持参して支払うことはできますか？

① **再振替は実施しません。**教育委員会に連絡し、納付書の発行手続きをお願いします。

納付書で金融機関窓口やコンビニエンスストア等にてお支払いができます。

② 学校では学校給食費・スポ振掛金の保護者負担金のお預かりはいたしません。①と同様に納付書をご利用ください。

Q 口座振替ではなく納付書払い希望ですが、納付書はいつ頃届きますか？

8月20日頃です。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入について

さいたま市教育委員会
さいたま市立蓮沼小学校長

さいたま市教育委員会では市立学校に在籍する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポ振」という。）と災害共済給付契約を結んでいます。この災害共済給付制度は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合に、保護者に対して医療保険適用の医療費や見舞金の給付を行う制度です。国・学校の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度であるため、低い掛金で手厚い給付が行われます。

災害共済給付制度の加入に際しては、保護者の皆様の加入意思の確認をしたうえで、加入する児童生徒について教育委員会がスポ振に手続きを行います。災害共済給付制度の加入は任意となりますが、本制度の趣旨を御理解いただき、不慮の災害に備えて、なるべく御加入くださいますようお願いいたします。

共済掛金

災害共済給付制度の加入にあたっては、**年額 460 円**（小・中学生）の掛金の保護者負担分が必要になります。
 ※共済掛金の金額改定に伴う保護者負担額の変更が生じた際にはお知らせします。
 ※小・中学生には、中等教育学校前期課程及び特別支援学校小・中学部の児童生徒を含みます。
 ※加入手続きの基準日（5月1日）で就学援助制度の認定世帯の方は、掛金を市と国が負担します。

子育て支援医療費助成制度等の取り扱い

さいたま市では、子育て支援医療費助成制度事業により、0歳から18歳の年度末までの医療費の助成をしていますが、学校管理下の災害は原則として、スポ振の災害共済給付制度の利用をお願いしています。
 災害共済給付制度を利用する際には、医療機関の窓口で「学校管理下の災害」であることを申告して医療費を負担し、後日、スポ振からの給付金（医療費の自己負担分3割と見舞金1割を給付）を受け取ります。
 子育て支援医療費等の医療費助成制度を利用した場合も、スポ振の災害共済給付申請が出来ますが、その場合は、給付が決定した際に重複支給分の返還が発生します。
 ※重複支給の確認のため、災害共済給付の支給状況について、医療費助成制度担当部局と情報の共有を行うことがありますので御承知おきください。

加入同意書の提出のお願い

加入に同意いただける方は、以下に記入のうえ学校へ提出くださるようお願いいたします（切り取り不要）。
提出期限（令和7年4月11日）を過ぎると加入の申込が出来なくなる可能性がありますので御注意下さい。

同 意 書（切り取り不要です）

さいたま市立蓮沼小学校（入学予定）

児童生徒氏名 _____ (生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生)

さいたま市教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、さいたま市立学校（義務教育課程）に在学する期間、上記児童生徒が加入することに同意します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____

「さいたま市学校災害救済給付金制度」について

さいたま市教育委員会

さいたま市教育委員会には、児童生徒が、万が一、学校で災害（死亡、障害、疾病など）にあった場合に、下の表のとおり見舞金等を支給する独自の救済制度があります。対象者は、さいたま市立の小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小・中学部）に在籍している児童生徒です。

種類		該当者	給付額
学校災害被災者 見舞金	死亡見舞金	児童生徒が学校災害により死亡した場合。	1,000,000 円
	障害見舞金	児童生徒が学校災害により負傷し、治った後に障害が残った場合。	第 1 級 1,800,000 円 ～第 7 級 150,000 円
	歯牙特別見舞金	児童生徒が学校災害により負傷し、1 本以上の歯に歯冠補綴を加えた場合。(注 1)	1 本 30,000 円 2 本 50,000 円
	特別見舞金	上記の他、市教育委員会が必要と認めた場合。	100,000 円の範囲内
学校災害被災者医療費助成金		児童生徒が学校災害により負傷した場合に、療養に要する費用の一部を支給する。(注 2)	健康保険法の療養に要する費用の 10 分の 4 の額
学校災害被災障害者修学助成金		児童生徒が学校災害により負傷し身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳(1 級・2 級)の交付を受けた者が、高等学校等又は大学等に進学した場合に、修学年限支給する。	高等学校等 年額 60,000 円 大学等 年額 120,000 円

(注 1)障害見舞金に該当する場合は除きます。

(注 2)医療費助成の期間は、初診日より継続して治療が 10 年を経過してもなお療養を要する場合に、当該期間の経過後 7 年を限度とします。但し、既に学校災害被災者見舞金の給付を受けた者は申請できません。(初診日より 10 年間は「独立行政法人スポーツ振興センター災害共済給付制度」の対象となります。)

- ※ 当制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を補完するものとなっております。
- ※ 審査により、不備返戻や不支給となる場合もございます。

《 自動払込利用申込書 記入要領 》

※太枠内にボールペンではっきりとご記入ください。
 ※「お届け印」欄には、通常貯金のお届け印を押してください。
 ※総合口座通帳を併せて、ご提出ください。
 ※最近お受取りになった領収証をお持ちの場合は、窓口にご提示ください。

お申込人 (口座名義人)	郵便番号	- - - - -	
	おところ		
	おなまえ	フリガナ	
	日中ご連絡先電話番号	携帯 会社 自宅	
記号番号	1	0	
加入者名	さいたま市立蓮沼小学校		
口座番号	10320-89564581		
払込金の種別	<input type="checkbox"/> 電気料金 20 <input type="checkbox"/> 住宅使用料 25 <input type="checkbox"/> 授業料等 29 <input type="checkbox"/> 割賦代金 34 <input type="checkbox"/> ガス料金 21 <input type="checkbox"/> 公庫償還金 26 <input type="checkbox"/> 購読料 31 <input type="checkbox"/> 税金 35 <input type="checkbox"/> 水道料金 22 <input type="checkbox"/> 育英会返還金 27 <input type="checkbox"/> 年金保険 32 <input checked="" type="checkbox"/> 教材費 30 <input type="checkbox"/> 電話料金 23 <input type="checkbox"/> 各種保険料 28 <input type="checkbox"/> 会費 33 <input type="checkbox"/> 30		
払込開始月	年 月 日	払込日	毎月10日(再払込日20日)

▼「ご契約者」欄はお申込人とご契約者の「おところ・おなまえ」が異なる場合にご記入ください。

ご契約者	郵便番号	- - - - -	
	おところ		
	おなまえ	フリガナ	
日中ご連絡先電話番号	携 会社 自宅		

備考	○ 年	サイ	イ	タ	マ	ハ	ナ	コ	日附印	印鑑照合	受付
お子様のお名前を「カタカナ」で記入してください。											

※ 2枚複写です。ボールペンを使用してはっきりとご記入ください。
 ※ 訂正するときは、お届け印を訂正印とし、2枚全てに押印してください。
 ※ この用紙と通帳、お届け印をご持参の上、保護者の方が直接お近くの郵便局で手続きをしてください。

自動払込利用申込書

自払申込

※太枠内にボールペンではっきりとご記入ください。
 ※「お届け印」欄には、通常貯金のお届け印を押してください。
 ※総合口座通帳を併せて、ご提出ください。
 私は自動払込み規定及びゆうちょ銀行所定の関係規定に同意の上、申し込みます。
 なお、本申込書は、私に代わって貴行から下記加入者にお届けください。



お申込人 (口座名義人)	郵便番号	- - - - -	
	おところ		
	おなまえ	フリガナ	
	日中ご連絡先電話番号	携帯 会社 自宅	
記号番号			

▼お申込みの日から払込みが開始される日までの期間を1か月以上あけてご記入ください。▼払込日は収納加入者さまにご確認の上、ご記入ください。

加入者名	さいたま市立蓮沼小学校			
口座番号	10320-95752771			
払込金の種別	<input type="checkbox"/> 電気料金 20 <input type="checkbox"/> 住宅使用料 25 <input type="checkbox"/> 授業料等 29 <input type="checkbox"/> 割賦代金 34 <input type="checkbox"/> ガス料金 21 <input type="checkbox"/> 公庫償還金 26 <input type="checkbox"/> 購読料 31 <input type="checkbox"/> 税金 35 <input type="checkbox"/> 水道料金 22 <input type="checkbox"/> 育英会返還金 27 <input type="checkbox"/> 年金保険 32 <input checked="" type="checkbox"/> 教材費 30 <input type="checkbox"/> 電話料金 23 <input type="checkbox"/> 各種保険料 28 <input type="checkbox"/> 会費 33			

払込開始月 7 年 5 月から(8) 払込日 毎月 10 日 (再払込日 20 日) 土・日・祝日の場合は翌営業日

※払込開始月の指定がない場合は、空欄のままご提出ください。
 ▼「ご契約者」欄はお申込人とご契約者の「おところ・おなまえ」が異なる場合にご記入ください。

ご契約者	郵便番号	- - - - -	
	おところ		
	おなまえ	フリガナ	
日中ご連絡先電話番号	携 会社 自宅		

備考	1 年	ハ	ス	ヌ	マ	ユ	ウ	日附印	印鑑照合	受付
----	-----	---	---	---	---	---	---	-----	------	----

令和7年度就学援助制度のお知らせ

さいたま市教育委員会

さいたま市では、経済的な理由によりお子さまを学校に通わせるのが困難なご家庭に対し、学校生活に必要な経費の一部を援助しています。援助を希望される場合は、このお知らせをよくお読みになり、以下の要領で申請してください。なお、継続して援助を希望される場合でも、**毎年度申請が必要**になります。

☆ 対象となるご家庭

さいたま市に住所があり、小・中学校、中等教育学校（前期課程）へ通うお子さま、または入学予定のお子さまを養育しているご家庭で、**16歳以上（令和7年4月1日現在の年齢）のご家族全員**が、次のいずれかにあてはまる場合に対象となります。なお、生活保護を受給しているご家庭を除きます。

- ① 生活保護が停止または廃止になった
- ② 市民税が非課税である
- ③ 個人事業税の減免を受けている
- ④ 固定資産税の減免を受けている
- ⑤ 国民年金の保険料が免除されている
- ⑥ 国民健康保険の保険料が減免されている
- ⑦ 児童扶養手当を受給している（児童手当・特別児童扶養手当ではありません）
- ⑧ 生活福祉資金の貸付を受けている
- ⑨ 失業中で雇用保険受給資格がある
- ⑩ ①～⑨以外で、生活保護にはならないが、経済的な理由によりお子さまを学校に通わせるのが困難である

【参考】⑩にあてはまる場合で認定となる目安

※ ご家族全員の所得額の合計が、おおむね次の基準額以下の場合です。

ご家族の人数や年齢等により基準額が変わります。あくまでも目安としてご覧ください。

世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
基準額 (所得額の世帯合計)	243万円	277万円	324万円	365万円	414万円

※ 所得額は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、確定申告書の「所得金額合計」を参考にしてください。

※ 育児休業給付金、傷病手当金、遺族年金、障害年金などの非課税所得は所得額に含みません。

※ 基準額は令和6年度の目安であり、変わることがあります。

※ 借家に住んでいて家賃額を証明できる賃貸借契約書等を提出された場合は、基準額の算定が有利になることがあります。

基準額世帯構成モデル

- 2人世帯（父：34歳、1子：7歳）
- 3人世帯（父：34歳、母：32歳、1子：7歳）
- 4人世帯（父：34歳、母：32歳、1子：7歳、2子：4歳）
- 5人世帯（父：34歳、母：32歳、1子：7歳、2子：4歳、3子：1歳）
- 6人世帯（祖母：60歳、父：34歳、母：32歳、1子：7歳、2子：3歳、3子：0歳）

☆ 援助の内容（※援助の内容は令和6年度のものであり、変わることがあります）

- 学用品費等 次の金額を月割りし、1～3学期ごとに各学期末（7、12、3月）に振込みます。
小学1年生（年額）13,230円 2～6年生（年額）15,500円
中学1年生（年額）25,040円 2、3年生（年額）27,310円

裏面に続きます。

- オンライン学習通信費 次の金額を月割りし、1～3学期ごとに各学期末（7、12、3月）に振込みます。
1世帯あたり（年額）14,000円
- 入学準備金 11月に認定されている入学予定者を対象として、1月末に振込みます。
小学校入学予定者 57,060円 小学6年生 63,000円
- 新入学用品費 4月から認定されている新入生を対象として、申請した時期により5月末日または7月末日に振込みます。（令和6年度に入学準備金が支給された方を除く）
小学1年生 57,060円 中学1年生 63,000円
- 修学旅行費 修学旅行実施時に認定されている参加者を対象として、学校からの報告に基づき、実費相当額を援助します。
- 学校給食費 実費額を市が負担するため、保護者の方の負担はありません。
- 医療費 学校の定期健康診断で特定疾病につき治療の指示が出た場合、医療券を交付します。
- 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）発行費
学校給食における食物アレルギー対応のため医療機関へ支払った文書料を、3,000円に消費税額を加算した金額を上限として支給します。

※ さいたま市立小学校が行う「自然の教室」に係る費用は就学援助制度には含まれませんが、対象となるご家庭には別の補助制度があります。詳しくは、教育課程指導課にお問い合わせください（電話：829-1660）

☆ 申請期間

申請時期 (土・日・祝日・年末年始を除く)	援助対象時期	審査結果郵送時期	新入学用品費支給時期 (対象者のみ)
令和7年2月14日(金)から 令和7年3月14日(金)まで	令和7年4月から	令和7年5月下旬	令和7年5月末日
令和7年3月17日(月)から 令和7年4月30日(水)まで	令和7年4月から	令和7年6月下旬	令和7年7月末日
令和7年5月1日(木)から 随時	申請があった月から	申請があった月の翌月 または翌々月の中旬	支給対象外

※ 令和8年2月2日（月）以降に申請する場合は、事前に必ず教育委員会学事課へご相談ください。

☆ 申請方法《1世帯で1枚の申請書を提出してください》

【新規で申請をされる場合】

学校、学事課、または区役所区民課で、令和7年2月14日（金）からパンフレットと申請書を配布しますのでお申し出ください。

申請書を記入し、必要書類を付け、学校または学事課へ提出してください。

【継続して申請をされる場合】

令和7年1月15日（水）現在で令和6年度就学援助制度認定中のご家庭には、令和7年2月14日（金）までにお知らせと更新者用申請書を郵送します。

申請書を記入し、必要書類を付け、**学校または学事課へ提出してください。**

※ 学校とは、さいたま市立の小・中・中等教育学校で、お子さまが通う学校です。

※ **区役所区民課では、内容の確認や制度についての説明はできません。**

手続きの方法や必要書類の確認、相談については、学事課や学校にお問合せください。

※ 提出書類に不足や不備などがあつた場合には、提出されたもの一式を返却することになります。

提出前に添付書類の確認や記入漏れがないか、ご自身で再度確認してください。

※ やむを得ない場合は郵送での提出も可能としますが、郵便の不着や遅延等の責任は一切負いません。また、受領書の発行も行いません。郵送で提出した場合、申請日は消印の日とします。

問い合わせ先

さいたま市教育委員会事務局 学事課 教育費支援係

電話：048-829-1647 FAX：048-829-1990

令和7年度入学予定児童生徒の保護者の皆様へ


学校給食の申込と学校給食費口座登録について

さいたま市では、学校給食費の取扱いを公会計(さいたま市で徴収・管理する方法)としています。入学されるお子様の保護者の方に以下の書類のお手続きをお願いします。

① 学校給食申込書をご提出ください(提出日:入学式の日)

- ・裏面の「さいたま市学校給食申込書」に必要事項を記入し学校に提出してください。
- ・児童又は生徒一人につき1枚記入し、学校に提出してください。
- ・学校給食申込書はお子様がいよいよさいたま市立学校に在籍している期間(小～中学校の間の最大9年間、特別支援学校の場合は最大12年間)有効となります。
- ・食物アレルギー等により給食の提供を受けない予定の方は提出不要です。
(学校給食における食物アレルギー対応については、学校にご相談ください。)

② 口座振替のお申込をしてください(申込期限:入学式までに)

- ・保護者様の給与口座等、確実に引き落としができる口座での申込にご協力ください。
- ・振替口座はWeb申込をお願いします。申込方法詳細は以下URLを参照してください。
URL <https://www.city.saitama.lg.jp/003/002/014/004/p098162.html> 
- ・Web口座申込対象金融機関五十音順
青木信用金庫 足利銀行 あすか信用組合 SBI新生銀行 川口信用金庫 きらぼし銀行
きらやか銀行 群馬銀行 埼玉信用金庫 さいたま農業協同組合 埼玉りそな銀行 城北信用金庫
常陽銀行 巣鴨信用金庫 大光銀行 第四北越銀行 中央労働金庫 東京信用金庫 東京スター銀行
東和銀行 栃木銀行 南彩農業協同組合 八十二銀行 飯能信用金庫 東日本銀行 福島銀行
みずほ銀行 三井住友銀行※SMBCダイレクト(インターネットバンキング)をご利用の方のみ 武蔵野銀行
山形銀行 ゆうちょ銀行 りそな銀行
- ・入力する学年は「0」としてください。
- ・学校コード メモ欄【半角5ケタ(00__ __)】※学校コードは上記URL先でも確認できます。
- ・日本スポーツ振興センターの災害共済制度に加入する場合は、学校給食費とは別にWeb申込が必要です。振替口座は同一をお願いします。

学校給食費の引落日

引落日	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
対象月	4,5月分	6月分	—	7月分	8,9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2,3月分

各月末日が休業日の場合は翌平日が引落日となります。口座振替手数料はさいたま市が負担します。

下表の金額は令和6年度のもので、令和7年度の納付額は令和7年6月頃に改めて通知いたします。

令和6年度の 学校給食	基準回数	保護者負担額※	
		一食	月額
小学校	185回	260円	4,380円
中・中等教育学校	178回	317円	5,130円
特別支小学部	180回	314円	5,140円
援学校 中・高等部		355円	5,810円
※牛乳 単価53円			

※提供する学校給食の食材費用として、上記の保護者負担額とは別に、小学校・特別支援学校小学部は一食あたり31円、中学校・中等教育学校、特別支援学校中・高等部は一食あたり39円を物価高騰対策として市が負担しています。

問い合わせ先

さいたま市教育委員会事務局 学校教育部
おいしい給食サポート課 給食会計係
Tel 048-829-1591 Fax 048-829-1990
Mail oishiikyushoku-support@city.saitama.lg.jp

学校給食費と日本スポーツ振興センター保護者負担金の手続きに関するQ&A



Q 既に市立学校に在籍している子供がいる場合、給食申込・口座振替申込はどうすれば良いですか？

お子様それぞれで給食申込と口座振替申込が必要となります。なお、兄弟姉妹で同一の振替口座を設定することは可能です。

Q 「学校給食申込書」に記入する学校、学年、住所はいつの時点のものを記入すれば良いですか？

入学時の学校、学年、住所を記入してください。

Q 「学校給食申込書」を書き間違えました。どうすれば良いですか？

二重線で訂正し余白に正しい内容を記載してください。「学校給食申込書」の訂正に押印は不要です。

Q 口座振替を申し込む際、学校給食費と日本スポーツ振興センター保護者負担金(スポ振)の2件をまとめて申込できますか？

Web口座申込では、2件まとめての申込ができません。**大変お手数ですが、学校給食費とスポ振はそれぞれ1件ずつ口座振替申込の手続きをお願いします。**
(スポ振に加入しない方は、スポ振分の口座振替申込不要です。)

Q 学校徴収金(教材費等)の口座登録はどのような手続きになりますか？

学校給食費、スポ振とは別に手続きが必要です。詳細は各学校にご確認ください。

Q 口座振替登録が間に合わなかった分の支払いはどうなりますか？(Web口座申込でエラー等により登録完了しなかった場合も含む。)

口座登録が完了するまでの間は、教育委員会事務局より郵送する納付書にて金融機関窓口やコンビニエンスストア等でお支払いいただくこととなります。

Q Web口座振替対象の金融機関の口座を所持していない場合はどうすれば良いですか？

紙の口座振替依頼書を使用することにより、市が指定する他の金融機関(詳細版QA参照)を選ぶことができます。入学先の学校から口座振替依頼書を受け取り、振替を希望する金融機関窓口でお手続きください。その際は、様式が複写式となっておりますので、金融機関保管用と市保管用の2つを窓口にお預けください。(学校からの受け取りが難しい場合は、おいしい給食サポート課でも配布をしておりますのでご連絡ください。)なお、紙での申込の場合、入学前までに金融機関で手続きをしてください。

Q 就学援助を申請する予定ですが、口座振替登録は必要ですか？

就学援助を受けることになった方についても、支援が終了した段階で速やかに口座振替に移行できるよう申込の手続きをお願いします。

Q 残高不足で口座引き落としが出来なかった場合、①再振替可能ですか？②学校に現金を持参して支払うことはできますか？

- ① 再振替は実施しません。おいしい給食サポート課給食会計係に連絡し、納付書の発行手続きをお願いします。納付書で金融機関窓口やコンビニエンスストア等にてお支払いができます。
- ② 学校では学校給食費のお預かりはいたしません。①と同様に納付書をご利用ください。

この「学校給食の申込と学校給食費口座登録について」は12,000部作成し、1部あたりの作成費用は、8円です。

さいたま市学校給食申込書

(宛先) さいたま市長

年 月 日

以下の児童生徒について、学校給食の提供を申し込みます。また、さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の規定を遵守し、学校給食費を納入します。

学校給食費を滞納した場合、当該滞納解消のために必要があるときは、さいたま市が通学校への緊急連絡先の確認や、関係部署に勤務先情報等について照会することに同意します。

給食の提供を受ける児童・生徒	学校名	さいたま市立	学年	年	
		学校	(申込時)	(未就学児)	
	フリガナ				
	氏名				
	生年月日	年	月	日	
申込者	保護者等① (児童・生徒との続柄:)	フリガナ			
		氏名			
		住所	〒		
		連絡先	-	-	
	保護者等② (児童・生徒との続柄:)	フリガナ			
		氏名			
		連絡先	-	-	
		喫食開始年月日	<small>※年度当初から喫食する場合は記入不要です。</small> 年 月 日		
申込者確認欄	<input type="checkbox"/> 学校給食費のWeb口座申込の登録が完了したか。 (口座振替依頼書による口座申込の方の場合) <input type="checkbox"/> 口座振替依頼書を金融機関に提出したか。			<small>※保護者等は最低1名以上記入してください。 ※連絡先は携帯電話等、日中に連絡のとれる電話番号を記入してください。</small> 【記入例はこちらから確認いただけます。】	

右側を切り取り、通学する学校へ提出ください。



- ・本申込書は、児童生徒一人につき1枚ずつ記入し、通学する学校へ提出してください。
- ・本申込書は、学校給食の提供を受ける者がさいたま市立の学校に在学する間、有効となります。
- ・食物アレルギー等の理由により学校給食の全部若しくは一部の停止、除去食の提供又はアレルギー情報の提供を希望する場合は、別途学校に申し出てください。また、特別の理由により、給食の対応が必要な場合は、その旨を別途学校に申し出てください。
- ・学校給食費を滞納した場合、納付義務者(保護者等)への法的措置をとることがあります。
- ・社会情勢等により、学校給食費の額を改定する場合があります。

〒330-9588
 さいたま市浦和区常盤6-4-4
 さいたま市教育委員会事務局
 おいしい給食サポート課 給食会計係
 TEL 048-829-1591(直通)
 FAX 048-829-1990

学校受付日	.	.	担当課	
システム入力日	.	.	確認欄	